

# 第 2 1 期 決 算 公 告

2022年5月30日

大阪府中央区船場中央二丁目3番6号  
中央繊維資材株式会社  
代表取締役 長井 龍

## 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	267,775,650	流動負債	166,328,605
現金及び預金	12,413,224	支払手形	22,187,259
受取手形	42,615,487	買掛金	126,342,948
売掛金	89,679,064	未払金	2,925,006
商品	85,344,895	未払法人税等	666,300
貯蔵品	377,795	未払事業税等	617,100
前渡金	2,686,705	未払費用	4,105,344
未収収益	1,029,618	契約負債	10,480
親会社短期貸付金	30,192,837	預り金	221,168
未収入金	3,258,600	賞与引当金	9,253,000
短期債権	193,425		
貸倒引当金	△ 16,000	固定負債	960,519
		長期預り保証金	960,519
固定資産	42,281,493	負債合計	167,289,124
有形固定資産	1,329,355	(純資産の部)	
建物	1,042,688	株主資本	142,768,019
工具器具備品	286,667	資本金	50,000,000
無形固定資産	7,761,621	資本剰余金	50,000,000
施設利用権	2,638,900	資本準備金	50,000,000
ソフトウェア	5,122,721	利益剰余金	42,768,019
投資その他の資産	33,190,517	その他利益剰余金	42,768,019
出資金	29,061,600	別途積立金	3,000,000
その他投資	348,000	繰越利益剰余金	39,768,019
繰延税金資産	3,780,917	純資産合計	142,768,019
資産合計	310,057,143	負債純資産合計	310,057,143

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法に基づく低価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法

##### ② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による貸倒実績率により計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は衣料用縫製資材の仕入・販売を行っております。商品を顧客に引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は当該時点で収益を認識しておりますが、国内の販売において、出荷時から顧客への引渡しまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(代理人)

代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

#### (1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

##### ① 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品又は役務の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る対価の額から商品の仕入先及びサービスの提供先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しますが、当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

#### (2) 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の損益計算書の売上高は183百万円減少し、売上原価は183百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ございません。

### 3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 4. 当期純損益金額

当期純利益金額

9,976,790円